

医政発 0 8 3 1 第 2 号

令和 2 年 8 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（ 公 印 省 略 ）

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修に関する協議について

## 記

### 1. 概要

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う医師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（平成 30 年 10 月 15 日付医政局長通知医政発 1015 第 7 号）のとおり、医師法第 16 条の 10 第 1 項並びに医師法施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 の規定に基づき、一般社団法人日本専門医機構又は基本領域学会（同規則第 19 条の 2 第二号から第 19 号までに規定する団体をいう。）が医師の研修に関する計画を定め、又は変更する場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならないこと。

### 2. 協議方法等

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修に関する協議については（1）から（3）までに従い実施すること。

#### （1）日本専門医機構及び基本領域学会から国及び都道府県への情報提供

日本専門医機構及び基本領域学会は、国及び都道府県に対して、下記①及び②の情報を提供すること。

##### ①国に対する情報提供

ア 専門医制度新整備指針

イ 専門医制度新整備指針運用細則

## ウ プログラム整備基準

### ②都道府県に対する情報提供

研修プログラムの内容（基幹施設・連携施設ごとの施設名・指導医数等）

#### (2) 国から都道府県への協議

(1)により得られた情報を都道府県に提供し、地域医療対策協議会において、3(2)のとおり確認し、医療提供体制の確保に与える影響への配慮の観点から改善を求める事項がある場合、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、研修プログラムごとに当該事項を別紙1の様式により厚生労働省に提出すること。なお、当該事項は(1)①及び②に掲げるものの修正又は運用の改善を伴う意見に限られるものであること。

#### (3) 国から日本専門医機構及び基本領域学会への意見

(2)により提出された都道府県の意見を国において集約し、医道審議会医師分科会専門研修部会に協議した上で、日本専門医機構及び基本領域学会へ意見を提出すること。

### 3. 国及び都道府県での確認事項について

国及び都道府県は、日本専門医機構及び各学会から提出された情報について、次の事項を確認する。

#### (1) 国

地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

#### (2) 都道府県

日本専門医機構が提示した都道府県別・診療科別のシーリングを踏まえ、次に掲げる条件を満たすことなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

① 従来の学会認定制度において専攻医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設となっていること。

② 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。

③ 各都道府県のキャリア形成プログラムの運用において、各診療科別の専門研修プログラム定員配置が適切なものであること。

④ 各研修プログラムが都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

・各診療科別のプログラム毎の定員配置が医師少数区域などに配慮されて

いること。

- ・各プログラムの連携施設が、各都道府県の偏在対策に資するものであること。

- ⑤ 専門医の取得と併せて臨床研究に従事する医師を養成する臨床研究医コースをシーリングの枠外にて40名から設けること。
- ⑥ 特定の地域や診療科にて従事する医師を確保する観点から、地域枠からの離脱を防ぐことを念頭に、日本専門医機構は専門研修システム登録時に地域枠医師本人の同意を取得した上で、地域枠離脱に関する意向を都道府県に確認すること。

以上

意見様式

都道府県名： \_\_\_\_\_

基幹施設名： \_\_\_\_\_

診療科領域名： \_\_\_\_\_

プログラム名： \_\_\_\_\_

1. 基幹施設又は連携施設に関する意見（3（2）①又は②に関するもの）

2. 定員配置等に関する意見（3（2）③に関するもの）

3. 医師確保対策又は偏在対策に関する意見（3（2）④に関するもの）

4. 臨床研究医コースを設けることに関する意見（3（2）⑤、に関するもの）

5. 日本専門医機構が地域枠離脱に関する意向を都道府県へ確認することに関する意見（3（2）⑥に関するもの）

6. その他

--